



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年10月29日火曜日 第2517号

### ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(原子力安全対策課) ...	861
特別保護地区の指定.....	(自然保護課) ...	861
特別保護指定区域及び指定期間の指定.....	( " ) ...	862
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(障害福祉課) ...	862
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	( " ) ...	862
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	( " ) ...	863
指定一般相談支援事業者の指定.....	( " ) ...	863
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(3件).....	(森林整備課) ...	863
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課) ...	864

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 864

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1174号

次のとおり落札者を決定した。  
平成25年10月29日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
モニタリングステーション及びポスト移設・耐震化整備業務の委託一式	愛媛県県民環境部 防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年9月19日	日立アロカメディカル株式会社 松山営業所 愛媛県松山市北土居3丁目15番18号	67,042,500円	一般競争入札	平成25年8月9日

#### ○愛媛県告示第1175号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり特別保護地区を指定する。  
平成25年10月29日

愛媛県知事 中村時広

名称	区域	存続期間	保護に関する指針
黒瀬ダム鳥獣保護区特別保護地区	西条市黒瀬の黒瀬ダムえん堤北端を起点とし、ここからえん堤を南に進み、市道大保木5号線に出て、同市道を西ないし南東に進み、雨乞谷橋を経て、更に同市道をほぼ西ないし南西に進み、柳瀬橋南端に至る。ここ	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	当該地域は、県内有数のカモ類の飛来地となっていることから、湖水面を中心に特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、

から同ダムの満水時の貯水線に沿って、加茂川を上流に進み、同貯水線南端で同川を横切り、県道西条久万線に出て、同県道をほぼ北西に進み、上の原を経て、更に同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

水質を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。  
なお、加茂川においてアユ等水産資源に被害を及ぼしているカワウについては、適切な個体数調整に努める。

滑床成川鳥獣保護区特別保護地区	宇和島市所在の国有林2061林班ほ小班、2062林班中は及びにの各小班、2063林班中と、ち及びぬの各小班、2064林班と小	同上	当該地域は、足摺宇和海国立公園の特別地域に指定されており、多様な鳥獣の良好な生
-----------------	--	----	---

班、2065林班中い、ろ、ほ及びへの各小班、2066林班ろ小班、2067林班ろ小班、2068林班ろ小班並びに2069から2071までの各林班の区域

息環境となっていることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、渓谷周辺の自然環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

なお、ニホンジカによる被害が増加し、鳥獣の生息環境の悪化や森林の公益的機能の低下が危惧されていることから、適切な個体数調整に努める。

○愛媛県告示第1176号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項第4号の規定に基づき次のとおり特別保護指定区域を指定し、及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）第2条の規定に基づき次のとおり当該特別保護指定区域の指定期間を指定した。

平成25年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	期 間
黒瀬ダム 鳥獣保護 区特別保 護指定区 域	西条市黒瀬の黒瀬ダムの常時満水位の貯水線に囲まれた区域	黒瀬ダム鳥獣保護区特別保護地区の存続期間（平成25年11月1日から平成35年10月31日まで）の毎年10月1日から翌年3月31日までの期間

○愛媛県告示第1177号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成25年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100367	NPO法人レッチャーノ	伊予市森甲1102番地	松 下 勝 則	放課後等デイサービス	多機能型事業所てらす	松山市平井町甲2293番地4	平成25年9月1日

○愛媛県告示第1178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成25年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200554	株式会社しまなみサポート	今治市山路467番地1	八 木 啓 造	就労継続支援B型	サポートかけはし	今治市山路466番地1	平成25年9月1日
3810200562	特定非営利活動法人続ける力	今治市桜井三丁目9番5号	山 崎 昭 人	就労移行支援	多機能型事業所未来	今治市桜井三丁目9番5号	平成25年9月1日
3810200562	特定非営利活動法人続ける力	今治市桜井三丁目9番5号	山 崎 昭 人	就労継続支援A型	多機能型事業所未来	今治市桜井三丁目9番5号	平成25年9月1日
3810600498	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	齊 藤 正 俊	居宅介護	ニチイケアセンター登道	西条市大町1572番2-2	平成25年9月1日
3810600498	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	齊 藤 正 俊	重度訪問介護	ニチイケアセンター登道	西条市大町1572番2-2	平成25年9月1日
3810600498	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	齊 藤 正 俊	同行援護	ニチイケアセンター登道	西条市大町1572番2-2	平成25年9月1日
3811300361	NPO法人愛媛ワーキングシフト	四国中央市寒川町4114番地	進 藤 峰 生	就労継続支援A型	ミヨ－ネファクトリー	四国中央市寒川町4114番地	平成25年9月1日

3810300453	株式会社縁エンタープライズ	宇和島市祝森甲1143番地40	浅野 ゆかり	居宅介護	ケアサポートあかり	宇和島市祝森甲3010番1	平成25年9月5日
3810300453	株式会社縁エンタープライズ	宇和島市祝森甲1143番地40	浅野 ゆかり	重度訪問介護	ケアサポートあかり	宇和島市祝森甲3010番1	平成25年9月5日
3810200505	特定非営利活動法人ぼこあぼこ・はあと	今治市波止浜字高部下145番地1	高橋 亜土	生活介護	リアン	今治市波止浜字高部下145番地1	平成25年9月17日

○愛媛県告示第1179号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年10月29日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810500094	社会福祉法人三恵会	新居浜市西の土居町二丁目8番12号	太田 恵理子	就労移行支援	多機能型事業所わくわくクラブ	新居浜市多喜浜一丁目2番16号	平成25年9月30日

○愛媛県告示第1180号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者を指定した。

平成25年10月29日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定一般相談支援事業者			指定地域相談支援の種類	指定一般相談支援事業所		指定年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3831300359	株式会社アイダシステム	香川県丸亀市津森町868番地3	合田 浩三	地域移行支援	相談サポート優	四国中央市上分町728番地1	平成25年9月4日
3831300359	株式会社アイダシステム	香川県丸亀市津森町868番地3	合田 浩三	地域定着支援	相談サポート優	四国中央市上分町728番地1	平成25年9月4日

○愛媛県告示第1181号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年10月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
東温市河之内字割石東山乙1624、乙1624の2から乙1624の29まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1182号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年10月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
東温市河之内字西山乙1985の148
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1183号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
昭和31年10月31日農林省告示第780号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年10月29日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建（開）第31号 平成25年10月18日	伊予郡松前町大字恵久美字五反地736番 1	松山市南久米町419番地 1 大 政 英 子

○愛媛県告示第1185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年10月29日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建（開）第32号 平成25年10月18日	伊予郡松前町大字浜字萱田1037番 5	伊予郡松前町大字浜991番地 3 増 田 史 人

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年10月10日	特定非営利活動法人なもし開縁隊	門 屋 哲 朗	松山市東長戸4丁目6-7	この法人は、歴史、文化、観光資源、経済活動に着目し、地域密着型の地域振興、産業経済の発展、村おこし・まちづくりの推進活動及び交流の促進を支援するための事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。